

【韓国】民間人国政介入疑惑事件に係る特別検察官法

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2016 年 11 月 22 日、「朴槿恵政府の崔順実等民間人による国政壟断（ろうだん）疑惑事件究明のための特別検察官の任命等に関する法律」が公布・施行された。

1 特別検察官の任命等に関する法律

韓国では 1999 年以降、特別検察官制度が導入されている。特別検察官制度とは、通常の検察の捜査では政治的中立の確保が困難とされる事件（大統領周辺、政府高官等の関与が疑われる事件）等について、国会において個別の事案ごとに特別検察官に係る法律を制定し、当該法律の規定に基づいて大統領が任命する特別検察官が、通常の検察組織から独立して事件の捜査等を行うものである。

この制度は毎回、個別の事案ごとに法律の制定を要したため、制度の円滑な運用に支障があるとして、国会では特別検察官の常設化が継続して議論されてきたが、2014 年 2 月 28 日、特別検察官の常設化を公約に掲げた朴槿恵（パク・クネ）政権の下で、「特別検察官の任命等に関する法律」（以下「2014 年特検法」）案が国会本会議で可決された（同年 3 月 18 日公布、同年 6 月 19 日施行）。2014 年特検法制定後も、事案ごとに特別検察官を任命する点は同じであり、文字どおりの常設化には至らなかったが、任命手続等が法律で定められたことにより、個別の事案ごとに法律を制定することなく制度を運用できるようになった。

2 民間人国政介入疑惑事件と特別検察官の任命

2016 年 7 月下旬以降、韓国マスメディアにより、朴大統領周辺（長年の知人とされる民間人の崔順実（チェ・スンシル）氏、大統領秘書官等）による国家機密流出、企業に対する特定財団への出資・寄付の強要等の様々な疑惑が報じられ、10 月以降、関係者が次々と逮捕された（崔順実氏の逮捕は 10 月 31 日）。これらの不正への自身の関与についての疑惑を向けられた朴大統領は 11 月 4 日、特別検察官による捜査の受入れを表明した。

与党は当初、既に制定されていた 2014 年特検法の規定に基づいて特別検察官を任命するよう主張した。それに対し野党は、2014 年特検法の規定では政府・与党側の人物が任命される可能性を排除できないことから、2014 年特検法制定前のように、今回の事案のために別に法律を制定し、野党が推薦する候補を任命することを要求した。与野党は最終的に、野党が特別検察官候補を推薦すること等を規定した新法を制定することで合意し、2016 年 11 月 17 日、「朴槿恵政府の崔順実等民間人による国政壟断疑惑事件究明のための特別検察官の任命等に関する法律」（以下「崔順実特検法」）案が本会議で可決された。

3 制定法の概要

崔順実特検法は、本則 22 か条及び附則から成る。2014 年特検法との最も大きな相違点は、特別検察官の任命方法にある。崔順実特検法では、与党セヌリ党は特別検察官の推薦

には一切関与せず、共に民主党（野党第1党）と国民の党（野党第2党）が推薦する候補2人の中から1人を大統領が任命する。その他にも、捜査体制・期間の拡大、裁判期間の短縮、被疑事実以外の捜査の過程を国民に報告できる旨の明記等が異なっている。

表 2014 年特検法と崔順実特検法の比較

区分	2014 年特検法	崔順実特検法
捜査対象	・国会本会議で議決した事件 ・法務部（部は省に相当）長官が特別検察官による捜査が必要と判断した事件	・14 の疑惑事件（国家機密漏えい、企業に対する特定財団への出資・寄付の強要、崔順実氏の子の大学不正入学等） ・上記疑惑事件の捜査の過程で認知された関連事件
特別検察官任命手続	・特別検察官候補推薦委員会（国会に設置され国会推薦委員4人を含む7人で構成）が候補2人を推薦し1人を大統領が任命	・共に民主党と国民の党が候補2人を推薦し1人を大統領が任命
捜査体制	・特別検察官：1人 ・特別検察官補：2人 ・特別捜査官：30人以内 ・派遣検察官：5人以内 ・派遣公務員：30人以内	・特別検察官：1人 ・特別検察官補：4人 ・特別捜査官：40人以内 ・派遣検察官：20人以内 ・派遣公務員：40人以内
捜査期間	・準備期間：20日（準備期間は捜査禁止） ・捜査期間：60日 ・延長：30日（大統領の承認必要）	・準備期間：20日（捜査禁止規定なし） ・捜査期間：70日 ・延長：30日（大統領の承認必要）
裁判期間	・1審：6か月以内、2・3審：3か月以内	・1審：3か月以内、2・3審：2か月以内
備考	・崔順実特検法は派遣公務員に対し所属機関での報告禁止を明記（第8条第3項） ・崔順実特検法は被疑事実以外の捜査の過程を国民へ報告できる旨を明記（第12条）	

（出典） 崔順実特検法案の検討報告書等を基に筆者作成。

4 その後の動き

2016年12月1日、特別検察官に朴英洙（パク・ヨンス）元ソウル高等検察庁検事長が任命され、朴大統領の任命状が授与された。同特別検察官は、捜査領域・対象を制約せず、徹底した捜査を行うことを明らかにした。崔順実特検法に明記された14の捜査対象事件には、朴大統領の名前は明示されていないが、捜査の過程で認知された関連事件も捜査対象に含まれるため、今後、朴大統領も捜査対象となる可能性がある。また、特別検察官による捜査とは別に、真相究明のための国会の国政調査が、2016年11月17日から2017年1月15日までの60日間の予定で実施されている（本会議の議決により30日間延長可能）。

さらに国会では2016年12月9日、本会議において、朴大統領に対する弾劾訴追案が可決された。これにより朴大統領の大統領権限は停止され、現在、黄教安（ファン・ギョアン）國務総理が大統領権限を代行している。朴大統領が弾劾されるか否かは、今後の憲法裁判所の弾劾審判によって最終的に判断されるが、朴大統領を罷免する決定が下された場合は、憲法第68条第2項の規定により、60日以内に大統領選挙が実施される。

参考文献（インターネット情報は2016年12月13日現在である。）

- ・「[2003604] 박근혜 정부의 최순실 등 민간인에 의한 국정농단 의혹 사건 규명을 위한 특별검사의 임명 등에 관한 법률안(우상호의원 등 209인)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_J1Q6Y1I1T1U5O1T8A3V9G2V2B9V4C4>
- ・藤原夏人「韓国の特別検察官法及び特別監察官法」『外国の立法』No.261, 2014.9, pp.85-103. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8747939_po_02610005.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>